

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025年6月27日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県安城市住吉町二丁目2番7号	
氏 名 社会医療法人 財団新和会	
理事長 弥政晋輔	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0566-97-8111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	社会医療法人 財団新和会 八千代病院
事業場の所在地	愛知県安城市住吉町2-2-7
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83：医療業
②事業の規模	ベッド数：420床
③従業員数	850人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(1) 感染性医療廃棄物→(以降委託) 院内回収・一時保管→収集・運搬→処理業者 中間処理：焼却→残渣物(燃え殻) 最終処理：埋め立て (2) 引火性廃油(院内一時保管)→(以降委託) 収集・運搬→中間処理(焼却) →最終処分(溶融)→残渣物：路盤材としてリサイクル

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) ■：病院内管理体制

■病院事務部総務課：委託業務契約、マニフェスト、
↓
官公庁届出などの文書保管管理
↓
*産業廃棄物（総合）管理者：事務長

施設課：排出量、委託業務内容・品質管理、
↓
官公庁届出文書の作成、提出
↓
*感染性医療廃棄物回収容器保管・配置
↓
管理責任者：施設課長

■（委託業者）各部署感染性廃棄物の回収・運搬
↓
一時保管、回収量の計測、
↓
部署別発生重量データ測定管理～H23.6開始
↓
*感染性医療廃棄物の回収・運搬委託業者への
↓
引き渡し業務
↓
*引火性廃油は、委託業者が直接発生部署
↓
から持ち出し

■感染対策委員会：感染性医療廃棄物の分別廃棄指導、
発生現場での廃棄量の減量化（重量及びボリューム）対策
、及び廃棄物の安全な取り扱いについての指導

*感染性医療廃棄物 管理責任者：医師～同上委員会の主宰
及び、感染性廃棄物のリスク情報の管理、指導

↓ ↑
←[安全作業・保管管理状況の確認 ↑
・医療リスク情報の開示] ↑

→[部署別発生量データ開示、減量改善要請及び
分別内容の監視結果]

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（2024年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
排 出 量	85.5 t	0.7 t

(これまでに実施した取組)

- 2011年6月1日付けで回収・処分業者を変更するとともに、院内各部署発生重量をすべての回収ボックス単位で測定。その結果、2011年度の排出重量は、70.15tとなり、2010年度の135tから大幅に削減された。
- 回収・処分業者の変更は、正確な排出重量取引の可能な業者の選定を行った結果。2011年6月1日以前では、パールボックス数単位でのマニフェスト記載であったが、容量から重量への換算基準があいまいなため以上のような作業を通し業者の変更を行ったものである。
- 2017年2月1日、電子マニフェスト導入時に感染性廃棄物処理業者の見直しを行う。
- 2020年7月29日、引火性廃油について電子マニフェストを導入した。
- コロナ禍においてスタッフの防護服も一回毎に廃棄、罹患患者の一般廃棄物も感染性廃棄物として扱う取決めから過去3年間にわたり全体的な排出量も増加傾向である。医療機関である以上は仕方のない部分ではある。
- 2024年現在コロナが5類に変更なるも依然患者は多く感染性廃棄物は大きな変化は見られない。

2024年度の実績から引火性廃油のうちホルマリン・キシレンの使用量が例年より増加した。これは検査件数の増加、臓器系疾患の微増や病巣部固定の案件が増えている背景があると思われる。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
排 出 量	50.00 t	0.20 t

(今後実施する予定の取組)

- 感染性医療廃棄物は、約10%減を目標に発生各部署単位での取り組みを検討～ただし、医療、看護業務と患者数、手術数などについての連携データ評価についての研究が必要、単に減量が目的でなく、適切な分別、安全な廃棄手順についての周知を行う。
- 微量の引火性廃油については、検査機器からの回収分であり目標管理が出来ない為特別な計画はないが、機器の更新に当たっては廃棄量の少ない、省エネ性能について今後管理部門が関与する計画。
- コロナ5類への移行に伴い、徐々に廃棄物への規制を緩和して行けるように院内清掃会社とも協議を行っている。

引火性廃油の増加原因については現状にて説明した内容との関連もあるが、確かな

		原因については研究が必要。医療機関である特性上、疾患の増加などの影響もあるため一概に削減を目標とするのは現実的ではないが、しっかりと原因については因果関係を明らかにしたい考えである。
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ① 感染性廃棄物 ② 引火性廃油	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまで新型コロナ関連の廃棄物はペールボックスにCと表示して分別していたが、5類へ移行したことに伴い業者からも特別な取り扱いが廃止された。しかし、感染源は消えた訳ではないため、感染患者と接触した廃棄物はペールボックスに廃棄している。また、院内での収集時には優先的に取り扱うことで伝搬を防止している。	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t

		自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
		(これまでに実施した取組)			
	②計画	【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類			
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
		(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
① 現状	【前年度（ 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	85.5 t	0.7 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	85.5 t	0.7 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・（取組）感染性（医療）廃棄物の具体的軽減化プラン作成のため、2011年6月より回収・処分業者を変更、排出者による実質重量測定作業及び処分業者による重量単位回収・処分契約としている。 ・2017年2月1日、電子マニフェスト導入時に処理業者の見直しを行った。 ・2020年7月29日、引火性廃油について電子マニフェストを導入した。		

（第5面）

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	50.00 t	0.20 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	40.00 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	10.00 t	0.20 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後新たな処理ルートを追加する場合、原則優良認定処理業者とする。 優良認定処理業者であっても、毎年収集運搬及び処理についてチェックリストによる実地確認を確実に行う。		

電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（ 2024年度）実績】	
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。 ）	85.5 t
	（今後実施する予定の取組） これまで新型コロナ関連の廃棄物は、5類へ移行したことに伴い業者からも特別な取り扱いが廃止された。規制もある程度緩和された。しかし、病院の特性上コロナだけではなくインフルや他の感染症もあり感染源は消えた訳ではない。これまで同様に感染患者と接触した廃棄物はペールボックスに廃棄している。年ごとの流行もあるため一概に感染性廃棄物の排出量を削減は難しいかと思われるが、ある程度は院内規制の緩和も含め廃棄物の排出についても検討したい考え。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。